

# 重要事項説明書

## (居宅介護支援事業)

ご利用者 \_\_\_\_\_ 様



らしく ライフプラン 相模原南

事業所番号 1472609229

(はじめに)

当居宅介護支援事業所（以下「事業所」といいます。）は、ご利用者の心身の状況や生活環境などに応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の立場に立って援助（居宅介護支援）を行います。

居宅介護支援の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス（訪問介護、通所介護等）及び保健医療サービス（訪問看護、通所リハビリテーション等）が効果的に提供されるよう、公正中立な立場で調整を図ります。

また、介護保険の運営主体である市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業所等と連携して、総合的なサービス提供に努めます。

### 1 事業者（法人）の概要

名 称	一般財団法人シニアライフ振興財団
代 表 者	理事長 藤巻 均
所 在 地	横浜市中区日本大通 33 番地 神奈川県住宅供給公社ビル
電 話 番 号	0 4 5 - 6 6 4 - 4 7 7 1 (代表)
事 業 内 容	<input type="checkbox"/> 有料老人ホームの管理及び運営に関する事業 <input type="checkbox"/> 高齢者に係る施設の設置、管理及び運営に関する事業 <input type="checkbox"/> 高齢者に係る各種法令等に基づく事業 <input type="checkbox"/> 高齢者の住生活向上のための各種情報の収集及び提供、総合相談、援助等のサービスに関する事業 <input type="checkbox"/> 高齢者の住生活に係わる各種問題の調査研究、啓発及び研修に関する事業 <input type="checkbox"/> 高齢者の生活環境及び福祉の向上に関する事業 <input type="checkbox"/> その他本法人の目的を達成するために必要な事業

### 2 事業所の概要

名 称	らしく ライフプラン 相模原南
所 在 地	相模原市南区相武台団地 2 - 3 - 9 - 1 0 2
介護保険事業所番号	1 4 7 2 6 0 9 2 2 9
管 理 者	鍛代 みよ子
連 絡 先	0 4 6 - 2 5 4 - 1 8 8 8 ※ 事業所の介護支援専門員は、常時、携帯電話を携帯し 24 時間連絡可能な体制を整えております。なお、携帯電話番号は、担当の介護支援専門員よりお知らせします。

### 3 事業所の営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）は休業）
- (2) 営業時間 9時～17時45分

#### 4 居宅介護支援の提供方法及び内容

##### (1) 居宅介護支援の利用申込みと契約締結

居宅介護支援の利用申込みをいただいた後に、居宅介護支援事業契約書及び居宅介護支援の運営規程の概要を記載した本重要事項説明書等をご説明し、同意を得た上で契約書を締結します。あわせて、居宅サービス計画作成依頼届出書に必要事項を記入していただき、市町村へ提出します。

##### (2) アセスメントの実施

介護支援専門員が、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びそのご家族に面接して希望を聴きつつ、心身の状態や生活環境等を確認した上で、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析します。

また、ご利用者が希望する居宅サービスを選択できるように、地域の居宅サービス事業所のサービスの内容や利用料等について説明します。

##### (3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメントによる課題分析の結果を踏まえ、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される居宅サービス等の目標及びその達成時期、居宅サービス等の種類、内容及び利用料並びに居宅サービスを利用する上での留意点等を記載した居宅サービス計画原案を作成します。

##### (4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービスを提供する事業所の担当者から、サービス利用に関する意見を聞いて必要な調整を行います。

なお、ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合は、主治医の意見を聞いて必要な調整を行います。

##### (5) 居宅サービス計画原案の説明及び居宅サービス計画の交付等

居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス等について、介護保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容及び利用料等について、ご利用者及びそのご家族に説明し、ご利用者から同意を得ます。

そして、同意を得て決定した居宅サービス計画を、ご利用者及び居宅サービス・医療サービスを提供する事業所の担当者等に交付します。

あわせて、サービス利用票及びサービス提供票を作成します。

##### (6) モニタリングの実施及び居宅サービス計画の変更等

居宅サービス計画の目標に沿って居宅サービス等が提供されるように、居宅サービスを提供する事業所等との連絡調整を行うとともに、ご利用者及びそのご家族からの様々な相談に応じるなどの便宜の提供を行います。

また、ご利用者が居宅サービスを利用した際に発生する利用料を管理するために、毎月、介護報酬の給付管理票を作成して国民健康保険団体連合会に提出します。

さらに、毎月、ご利用者の居宅を訪問して、居宅サービス計画の実施状況の把握及びご利用者の心身の状態の再評価等（モニタリング）を行い、必要に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定区分変更申請の支援等を行います。

そして、ご利用者及びそのご家族が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者及びそのご家族との合意をもって居宅サービス計画を変更します。

## 5 居宅サービス事業所等の選択に関する説明

居宅サービス計画は、ご利用者の希望に基づき作成されるものであり、居宅サービス計画の作成に当たって、ご利用者から複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。

また、居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

## 6 居宅介護支援の終了

ご利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも居宅介護支援事業契約を解約することができます。

事業者は、やむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して1か月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、居宅介護支援事業契約を解約することができます。この場合、事業者は、近隣の他の居宅介護支援事業者をご利用者に紹介します。

事業者は、ご利用者又はそのご家族が、事業者又は事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援事業契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、その経緯を文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。

なお、次の事由に該当した場合は、居宅介護支援事業契約は自動的に終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所又は入院した場合
- ・利用者が医療機関に長期入院となり、在宅復帰が見込まれない場合
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

## 7 利用料その他費用の額

### (1) 利用料

居宅介護支援の利用料は、「別紙1 利用料」のとおりです。

なお、要介護認定を受けたご利用者は、介護保険から保険給付金が支給されるので自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により、保険給付金が支給されない場合は、利用料を支払っていただき、サービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を介護保険の運営主体である市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

## (2) 交通費

交通費は、「8 通常の事業の実施地域」に記載している地域にお住まいのご利用者は無料です。

それ以外の地域のご利用者は、介護支援専門員が訪問する際の交通費（実費）を支払っていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施区域を越えた地点から1 km毎に10円で算定します。

## (3) 解約料

ご利用者が居宅介護支援事業契約を解約する場合、解約料は生じません。

## 8 通常の事業の実施地域

相模原市、座間市（その他の地域でもご相談ください）

## 9 従業者の勤務体制

令和6年8月1日現在

	常勤	非常勤
管理者（兼介護支援専門員）	1名	0名
介護支援専門員	3名以上	0名
計	4名以上	0名

## 10 秘密の保持

事業者の従業者及び事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしません。

この守秘義務は、居宅介護支援事業契約終了後も有効とするとともに、従業者及び介護支援専門員が退職した後も誓約書等により義務を課します。

事業者及び事業所は、利用者及びその家族から取得した個人情報を、「11 個人情報の利用目的」の達成のために利用することとし、その取扱いについて、あらかじめ「居宅介護支援の提供に伴う個人情報の取扱いに関する同意書」により同意を得ます。

## 11 個人情報の利用目的

事業者・事業所がご利用者及びそのご家族から取得して保有する個人情報は、次の業務の目的（以下「業務目的」といいます。）の達成のために利用します。なお、

業務目的の達成に必要な範囲を超えて保有個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご利用者及びそのご家族の同意を得ます。

(1) 事業者・事業所内での利用

- ① 事業所の管理運営（ご利用者の登録等の管理事務）
- ② 事業所によるサービス提供（居宅介護支援の提供及び利用料請求等の関連事務）
- ③ 事故防止、虐待防止、身体拘束の適正化等を図るための会議等

(2) 第三者（医療機関、他の居宅サービス事業所、行政機関等）への提供

- ① 医療機関へ通院及び入退院する場合、訪問診療を受ける場合又は消防署に緊急搬送を要請する場合のご利用者の状況説明及び連絡調整（主治医の助言等を求めることを含みます。）
- ② 緊急時の警察署、消防署等の関係機関への通報（ご利用者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご利用者及びそのご家族の同意を得ることが困難である場合）
- ③ 介護保険サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整
- ④ 法令等に基づく行政機関への通知及び報告並びに行政機関から指示及び照会等があった場合の対応
- ⑤ 施設賠償保険等に係る保険会社等への連絡調整及び保険申請
- ⑥ 家族、連帯保証人、法定代理人等へのご利用者の心身の状況説明

12 居宅介護支援の提供による事故が発生した場合の対応

- ・直ちに必要な措置を講じます。
- ・速やかにご利用者のご家族に報告するとともに、市町村や関係機関へ連絡・報告をします。
- ・事故の状況及び採った処置を記録するとともに、事故に至った経緯及び原因等を調査し、事業者・事業所の責任の有無に関わらず、再発防止のための対策を検討して早期に実施します。
- ・事故によりご利用者の生命、身体及び財産に損害が生じ、それが事業者・事業所の責めに帰すべき事由による場合は、その損害を賠償します。ただし、ご利用者側に故意又は過失がある場合には、損害賠償額を減ずることがあります。

13 緊急時の対応

居宅介護支援の提供中に、ご利用者に体調の急変等の緊急事態が発生した場合、及び生命・身体・健康に危険又はその恐れがある場合は、適切かつ迅速な応急措置を講じるとともに、速やかに主治医への連絡及び緊急搬送の要請並びにご家族への連絡を行います。

#### 14 相談・苦情処理の体制

ご利用者及びそのご家族は、事業所が提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関して、いつでも相談又は苦情の申立ができます。

そうした相談・苦情については、次の相談・苦情窓口で受け付けるとともに、苦情・相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

なお、事業者・事業所は、ご利用者及びそのご家族が苦情申立等を行ったことを理由として、不利益な扱いなどは行いません。

##### (1) 事業所の相談・苦情窓口

らしく ライフプラン 相模原南 電話番号 046-254-1888 管理者 鍛代 みよ子
--

##### (2) 公的機関の相談・苦情窓口

公的機関名	相模原市役所 高齢政策課
所在地	相模原市中央区富士見6-1-20
電話番号	042-707-7046
受付時間	午前8時30分より午後5時15分まで（平日）

公的機関名	座間市役所 介護保険課保険係
所在地	座間市緑ヶ丘1-1-1
電話番号	046-252-7719
受付時間	午前8時30分より午後5時15分まで（平日）

公的機関名	神奈川県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）
所在地	横浜市西区楠町27-1
電話番号	045-329-3447
受付時間	午前9時より午後5時まで（平日）

#### 15 その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

##### (1) 従業者の研修

事業所は、介護支援専門員のスキルアップを図るため、市町村等が介護支援専門員を対象として開催する研修を受講する機会を確保するとともに、感染症の予防、虐待の防止及び業務継続計画等に関する研修及び訓練を定期的実施します。

##### (2) 公正中立性の確保

ご利用者の居宅サービスの選択に資するよう、過去6か月間に作成した居宅サービス計画に盛り込んだ居宅サービスの利用割合を説明します。「別紙 ケアマネ

ジメントの公正中立性の確保に関する説明についての確認書」を参照してください。

(3) 業務継続計画の策定

災害発生時等においても、居宅介護支援の業務を継続又は早期再開するため、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練等に取り組みます。

附則

この説明書は平成29年4月1日より施行する

附則

この説明書は平成30年4月1日より施行する

附則

この説明書は平成30年9月1日より施行する

附則

この説明書は平成31年6月1日より施行する

附則

この説明書は令和1年10月1日より施行する

附則

この説明書は令和3年4月1日より施行する

附則

この説明書は令和4年5月1日より施行する

附則

この説明書は令和5年9月1日より施行する

附則

この説明書は令和6年8月1日より施行する

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付いたしました。

(説明者) 事業者 一般財団法人シニアライフ振興財団  
事業所 らしく ライフプラン 相模原南

氏名 (署名) \_\_\_\_\_ ⑩

私は、居宅介護支援の提供開始に当たり、本書面に基づく重要事項の説明に同意し、交付を受けました。

(ご利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 (署名) \_\_\_\_\_ ⑩

(ご利用者が署名できず、家族がご利用者の意思を確認して代行した場合)

(代行者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 (署名) \_\_\_\_\_

ご利用者との関係 \_\_\_\_\_

別紙 1

利用料

令和6年4月1日更新

事業所においてケアマネージャー1人あたり平均取扱い件数：45件未満の場合			
居宅介護支援（Ⅰ）	要介護 1・2	11,772円	
	要介護 3・4・5	15,295円	
事業所においてケアマネージャー1人あたり平均取扱い件数：45件未満の場合			
居宅介護支援（Ⅰ）同一建物減算	要介護 1・2	11,186円	
	要介護 3・4・5	14,525円	
加 算			
特定事業所加算（Ⅱ） 厚生労働大臣が定める要件（専門性の高い人材を確保し、介護度の高い利用者や支援が困難な場合に対しても積極的に提供等）を満たしており、質の高いケアマネジメントおよび向上を目指している事業所を評価する制度です。 当事業所は、各種要件を満たしており【特定事業所加算Ⅱ】を取得しております。		4,563円	
特定事業所医療介護連携加算		1,355円	
初回加算	初回時及び要介護状態区分が2段階以上変更となった場合	3,252円	
退院退所加算	連携1回	カンファレンス参加（無）	4,878円
		カンファレンス参加（有）	6,504円
	連携2回	カンファレンス参加（無）	6,504円
		カンファレンス参加（有）	8,130円
連携3回	カンファレンス参加（有）	9,756円	
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,710円	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,168円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,168円	
ターミナルケアマネジメント加算		4,336円	
通院時情報連携加算		542円	